



暴追とちぎ

第55号

平成27年7月



CONTENTS

刑事部長着任あいさつ	1
暴力追放県民センターの活動状況	2
栃木県暴力団排除条例の概要	3
暴力団排除条項の導入のお勧め	4
暴力団等に対する基本的対応要領	5
栃木県弁護士会民暴委員ペンリレー	6

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995



ご挨拶

栃木県警察本部

刑事部長 大森良明

公益財団法人栃木県暴力追放県民センターを始め、暴力団排除活動に携わっておられる皆様には、日頃から暴力団対策はもとより警察行政各般にわたり深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、近年、暴力団は、暴力団排除機運の高まりなど社会情勢の変化に伴い、その組織実態を隠蔽しながら、覚せい剤の密売、企業や飲食店等に対する不当要求など従来からの手法に加え、昨年、本県におきましても、六代目山口組傘下組織組長らによる労働者派遣法違反事件を検挙しましたが、企業活動を装うなどして、資金獲得活動を一層巧妙化、多様化させています。

加えて、暴力団員としての身分を隠して、各種公的給付金等を騙し取る事件や卑劣かつ悪質な特殊詐欺事件を敢行するなど、依然として、県民生活に脅威と不安を与えるとともに、健全な社会経済活動を阻害する存在となっております。

一方、暴力団排除活動につきましては、栃木県暴力団排除条例施行から5年目を迎え、県内ゴルフ場における暴力団排除のための表明確約制度の導入を始め、各種事業活動における企業指針に基づく対応など、県民、事業者の方々の間に、その意識が着実に浸透し、官民一体となった取組みが、幅広く進められております。

警察といたしましても、引き続き、暴力団排除活動に取り組まれている方々に対し、できる限りのご支援、保護対策の万全を期していくとともに、暴追センターを始め、県内の各自治体や関係機関、団体との連携を強化し、暴力団排除に関する各種施策を推進してまいります。

加えて、暴力団犯罪の脅威から県民の皆様を守るため、今後とも、取締りを徹底してまいりますので、皆様方には、より一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

結びに、暴追センターの益々のご発展と県民の皆様の今後のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

●暴力追放県民センターの活動状況●

★ 理事会

- ・3月24日、平成26年度第3回理事会を開催し、平成27年度の事業計画及び収支予算案を審議し、可決承認されました。
- ・5月14日、平成27年度第1回理事会を開催し、平成26年度の事業結果及び収支決算について審議し、可決承認されました。

平成27年度第1回理事会

公益財団法人栃本県暴力追放県民センター



★ 評議員会

- ・5月29日、平成27年度評議員会を開催し、補欠理事、補欠評議員の選任案などを審議し、可決しました。また、評議員会長に實川光氏を選出しました。

平成27年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

(1) 暴力相談事業

- 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、相談業務を行い事案解決を図る
- 三者協定に基づき民事介入暴力事案処理の促進
- 毎月第三水曜日「弁護士相談の日」開設
- 民事介入暴力1日相談所の開設
- インターネット活用の相談業務の推進
- 暴力相談委員の研修会開催

(2) 救済事業

- 暴力団員構成員から傷害等の犯罪を受けた者に対する見舞金の支給
- 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の貸付支援
- 暴力団事務所の付近住民等から委託を受けて事務所使用差止請求訴訟の提起
- 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

(1) 組織支援事業

- 地域、職域からの暴力団排除活動の支援
- 賛助会員に対する支援と会員募集
- 行政対象暴力の排除

(2) 責任者講習事業

- 不当要求防止責任者講習の開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

(1) 少年保護活動事業

- 少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
- 少年指導委員に対する研修
- パンフレット、チラシ等の配布

(2) 暴力団離脱者支援事業

- 暴力団離脱者支援活動
- 社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

(1) 広報啓発活動事業

- 機関誌「暴追だより」、暴追マニュアル、暴追ポスター、暴追カレンダー等の作成配布
- 暴排標語表示シートの掲示、バス車内へのステッカーの掲示
- 暴力追放県民大会の開催
- インターネットを活用した広報活動

(2) 調査研究事業

- 民事介入暴力対策協議会の開催
- 暴力団に関する情報の収集・分析
- 暴力監視活動の推進

栃木県暴力団排除条例の概要

栃木県では、平成23年4月1日「栃木県暴力団排除条例」を施行、今年で4年が経過し、これまでに全ての市町でも暴排条例が施行され、暴力団への包囲網が確立されました。

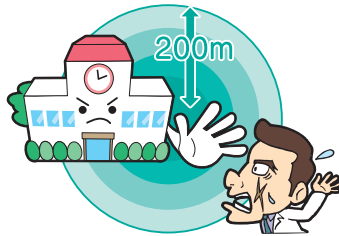
今回は、皆様に条例の内容を再認識していただくため、関係する箇所の概要等を取りあげました。

1 条例の基本理念

暴力団が社会に不当な影響を与えるものであることを県民等が深く認識し、暴力団を利用しない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を恐れないことを基本として、社会から暴力団の不当な影響を排除することを理念としています。

2 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

学校等の周辺区域（200メートル以内）で、新たに暴力団事務所を開設、運営することの禁止
（罰則1年以下の懲役、50万円以下の罰金）



3 暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等

- ① 事業者は事業活動に関し
 - ア 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員に金品等を供与すること（勧告・公表対象）
（例：用心棒料の支払・提供行為等）
 - イ 暴力団に協力する目的で暴力団員に金品等を供与すること（勧告・公表対象）
（例：暴力団との商取引での不当な値引き等）
 - ウ 暴力団の活動を助長することを知りつつ金品等を供与すること
（例：襲名披露と知りつつ会場を提供する等）
 - エ 暴力団員に対し、不当に優先的な取扱いをすること（例：納品の順番を繰上げて暴力団に販売する等）
を禁止しています。
- ② 暴力団員等は、上記アからエまでの行為について違反を知りながら事業者から金品を受けたり、優先的扱いを受けられません。（勧告・公表対象）



4 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務

- ・ 暴力団事務所に使用されることを知って不動産の譲渡・貸付けの契約をしないこと（勧告・公表対象）
- ・ 暴力団の事務所に使用されることを知って当該譲渡・貸付けの契約の代理・媒介をしないこと（勧告・公表対象）
- ・ 暴力団事務所と判明した場合、催告なしで契約解除及び買い戻しできる旨の契約書を整備すること（努力義務）
となっています。

5 特定事業者・公共工事等を行う事業者の責務

- ① ホテル・旅館・ゴルフ場・その他の不特定又は多数の者が利用する施設事業者は、利用にかかる約款、規約に暴力団排除条項を整備すること（努力義務）
-
- ② 県と公共工事に係る契約をした事業者
 - ・ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を当該公共工事に関する業務に従事させないこと（努力義務）
 - ・ 暴力団員等から不当要求を受けた場合、関係機関、警察署等への報告すること（努力義務）
となっています。

6 義務違反者への行政措置(勧告・公表)

- ① 公安委員会は、違反者に違反の事実の有無の確認、説明、資料の提出を求めることができ、違反事実を認めた場合、行為者に勧告します。
- ② 公安委員会は、説明を求めても説明を拒否したり、虚偽の説明した場合、行為者への勧告内容等を公表します。

みなさまの企業等の契約書・取引約款・規約等に「暴力団排除条項(暴排条項)」の導入をお勧めします

政府指針が示す基本原則のうち「取引を含めた一切の関係遮断」の中核に位置するものとして暴力団排除条項「以下「暴排条項」という。」があります。

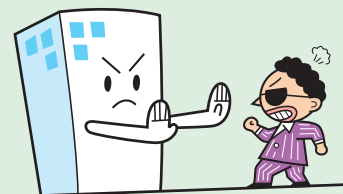
契約書や約款等に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
- ② 取引開始後反社会的勢力と判明した場合は解約すること

を明記した条項を導入することで、反社会的勢力との取引遮断をスムーズに行うことができます。

金融、不動産、建設業やゴルフ場等では、いち早く各種契約書、利用約款等に暴排条項を整備し、これを根拠に暴力団関係者等の利用を拒否したり、契約を解除して、事業などからの暴力団排除に成果を上げています。暴排条項導入の効果と活用事例などを紹介します。

※政府指針とは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」
(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)



暴排条項の効果

1 予防的効果

暴力団等反社会的勢力の排除を対外的に宣言することで、暴力団等の事業者への参入を抑制し、取引への介入を未然に防止することが期待できます。

2 コンプライアンス宣言機能

暴排条項を導入し、暴力団等の反社会的勢力の排除を明確に示すことは、コンプライアンスを重視した企業であるという評価を得ることになります。

3 担当者の負担軽減効果

暴排条項を店舗内等の目立つ場所に掲示したり、契約の際に相手に告知することで、現場担当者が暴力団等反社会的勢力と対応する際に、暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能で、担当者の負担軽減となります。

4 裁判規範としての機能

暴排条項に該当した場合、暴排条項を根拠に賠償責任を負うことなく取引関係を解消できます。また、相手方が暴力団員等であることによって具体的に損害が発生した場合には、その損害の賠償請求等を行うことができます。

暴排条項活用事例

- 1 口座開設時の表明確約書に、暴力団員であることを秘して預金口座を開設し、通帳等を取得した行為は、詐欺罪が成立するとした事例（最高裁判決H26.4.7）
- 2 暴力団員であることを秘してゴルフ場（利用約款に暴排条項あり）を利用した行為を、詐欺罪が成立するとした事例（最高裁判決H26.3.28）
- 3 暴力団員であることを秘してホテルにおいて結婚式・披露宴を行う申込みをした者について、申込書の暴排条項を盾に契約を解除した行為を有効とした事例（大阪地裁判決H23.8.23）
- 4 暴力団員に対して市営住宅の入居許可を取り消した行為に対して、憲法違反（法の下での平等）として相手方が提訴したが、憲法違反にあたらないとした事例（広島高裁判決H21.5.29）



業種別の暴排条項の具体的内容等は、
暴追センターへお問い合わせください。

暴力団等に対する基本的対応要領

平素の準備

① トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



② 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

③ 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しない
 - 取引開始後反社会的勢力と判明したなら、解約すること
- ★などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

④ 警察、暴追センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



有事の対応(不当要求対応要領)

<p>1 相手を確認する</p>	<p>2 用件を確認する</p>	<p>3 ここらに有利な対応場所を選定する</p>
<p>4 湯茶の接待はしない</p>	<p>5 対応の人数は相手より多い人数</p>	<p>6 対応の内容を詳細に記録化する</p>
<p>7 対応時間を明確に区切る</p>	<p>8 言動に注意する</p>	<p>9 相手の要求には即答や約束をしない</p>
<p>10 書類の作成署名押印はしない</p>	<p>11 トップは対応しない</p>	<p>12 機を失せず警察に通報する</p>

不当要求防止責任者講習状況

- 平成26年度は、栃木県庁等行政機関や郵政・建設業・運輸業等を対象に不当要求防止責任者講習を開催しましたが、その受講者数及び講習時に実施した過去3年以内に不当要求を受けたことがありますかとのアンケート結果は、次のとおりです。

受講業種	回数	受講者数	アンケート結果	
			あるとの回答者	比率
行政機関	9回	815名	35名	4.8%
事業所等	14回	942名	25名	3.0%
合計	23回	1,757名	60名	3.9%

平成5年度からの受講者は、延べ27,565名で、平成12年から開始した公務員対象講習の受講者は、延べ8,316名になりました。



- 本年度は、宇都宮市等行政機関及び金融・保険・証券・サービス業・医療業・鉱業・製造業等の定期講習と選任時講習の23回の開催を予定しております。詳細な業種、日程についてはセンターホームページに順次掲載しますのでご覧ください。

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員
弁護士 小坂 誉

栃木県弁護士会民暴委員の小坂誉（こさかほまれ）と申します。現在は宇都宮中央署花房交番の隣に法律事務所を構えています。普段、いろいろな相談をお受けして思うことは、社会には想像以上に恐喝、詐欺、強要に近い行為が横行しているということです。暴力団員が絡んでいないものも多いのですが、暴力的な言動等を背景に利益を得ようとする点で本質は同じです。

こうした事案に対処するためには、まず、相手の要求のうちどこまでが法律上正しく、どこからが不当な要求なのか正確に把握することが重要です。正当な要求を無視すればつけいる隙を与えることになり、不当な要求に応じてしまえば違法行為を助長することになるからです。同時に相手の言動がどこから刑事犯罪を構成するのか見極めることも必要です。

いつまでも暴力的な言動につきあう必要はありません。犯罪レベルに達したらすぐに警察に救済を求めるべきでしょう。「自分は正しく振るまい、相手の違法行為は見逃さない。」これこそが民暴事案に対する基本姿勢ではないでしょうか。

栃木県が理性的でフェアな地域社会であり続けるように今後も精進していきたいと思います。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

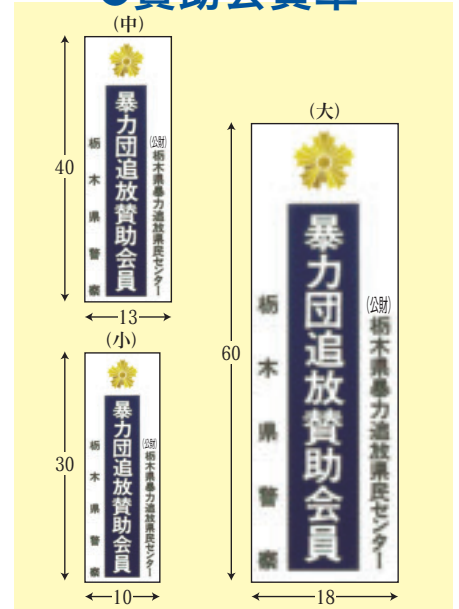
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。
*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 一口 10,000円
個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴力団追放三ない運動 ^{プラス} 1

暴力団を利用しない

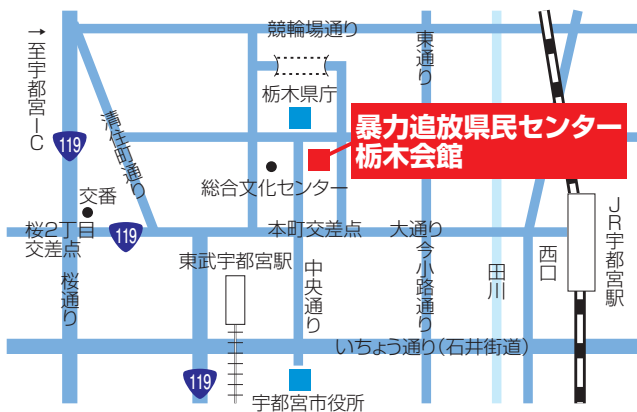
暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600



暴追とちぎ平成27年7月号(通巻55号)表紙写真

那須塩原市湯本塩原・ハンターマウンテンゆりパーク

撮影者 行政書士 大鹿幸雄氏